

○筑波大学附属病院監査委員会規則

平成29年1月26日
法人規則第1号

改正 平成30年法人規則第1号

令和7年法人規則第28号

筑波大学附属病院監査委員会規則

(目的)

第1条 この法人規則は、筑波大学附属病院（以下「附属病院」という。）が、特定機能病院として高度な医療安全管理体制及び特定臨床研究の適正な実施を確保するために設置する筑波大学附属病院監査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委員会については、法令等に別段の定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 附属病院の医療安全管理体制及び特定臨床研究における業務の状況について、筑波大学附属病院長（以下「附属病院長」という。）等からの報告を求め、特定機能病院にふさわしい安全管理及び特定臨床研究の実施がなされているか検討して評価すること。
- (2) 必要に応じ、医療に係る安全管理及び特定臨床研究についての是正措置を講ずるよう、国立大学法人筑波大学長（以下「学長」という。）及び附属病院長に対して意見を表明すること。
- (3) 前2号の業務の実施結果を附属病院ホームページ等で公表すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる3人以上の委員で組織し、年2回以上開催する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者の中から学長が指名する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）のうちから学長が指名する者
- 2 前項の委員のほか、附属病院長の意見を聴いて学長が指名する者を委員に加えることができる。

(委員長等)

第4条 委員長は、学長が委嘱する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長及び委員の半数を超える者は、附属病院と利害関係のない者として次の各号に掲げる

条件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 過去10年以内に国立大学法人筑波大学（次号において「法人」という。）と雇用関係にないこと。
- (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄附金又は契約金等（委員会に係る費用を除く。）を法人から受領していないこと。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、委員会において知り得た個人情報及び個人に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

（公表等）

第8条 学長は、委員会の委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、公表する。

（雑則）

第9条 この法人規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平30.1.22法人規則1号）

この法人規則は、平成30年1月22日から施行する。

附 則（令7.3.27法人規則28号）

この法人規則は、令和7年4月1日から施行する。